

監査公表第1号

令和2年（2020年）4月7日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	三	上	洋	右
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和2年4月3日付け札総第47号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第47号

令和2年（2020年）4月3日

札幌市監査委員	藤江	正祥	様
同	窪田	もとむ	様
同	三上	洋右	様
同	國安	政典	様

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（令和元年度監査報告第5号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和元年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	財政局税制部西部市税事務所
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/5 その他の事務/(1) 郵送による証明の発行に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>郵送による市税に関する証明の交付請求については、返信用切手等請求に必要なものを添付して請求があった場合のみ受理し、添付されていない場合は、請求者に必要なものを添付して再度請求するよう依頼すべきところ、これを行わないまま受理し、市で郵送料を負担しているものがみられた。</p> <p>本来請求者が負担すべき郵送料を一部の請求者についてのみ市が負担することは公平性を欠くことから、今後は関係規程を順守し、公平かつ適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>この度の指摘を受け、今後は郵送料の請求者負担を徹底するよう所属長から担当者に伝えた。そのうえで、再発防止のため、証明書郵送時に係長職によるチェックを徹底することとした。</p> <p>また、当該業務を統括する税政部税制課を通じ、税制課証明担当係及び全ての市税事務所納税課管理係に今回の指摘事項を共有し、今後の証明等事務取扱要領に基づく適正な事務執行を徹底するよう周知を図った。</p> <p>今後は、新任者向け研修等の機会を通じて、関係職員の理解を深めていく。</p>	

監査対象	財政局管財部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理を適正に行うべきもの</p> <p>公有財産を常に良好な状態で管理するため、少なくとも年一回以上は現地調査を行い、その状況等を公有財産実地管理記録調書（以下「調書」という。）に記録することとされているが、所管する土地（原野）について平成24年度以降の現地調査が行われていないものがみられた。</p> <p>管財部では、一部の公有財産の現地調査を業務委託しており、当該土地についても業務委託による調査対象とすべきであったが、対象とされていなかった。</p> <p>また、管財部で現地調査を業務委託した公有財産については、受託者からの業務報告書をもって調書への記録に代える取扱いとしているが、調書には業務委託による調査を行っている旨の記載</p>

	<p>がされていなかった。このため、調書上で業務委託により調査を行っているものと現地調査を行っていないものの区別がつかず、そのことが長期間にわたり現地調査が行われなかった一因と思われる。</p> <p>これは、本市の公有財産に関する統括部門として各部局に係関係規程等の順守を求め、指導調整を行う立場にある管財部の事務処理としては、適正を欠くものと言わざるを得ない。今後は公有財産の管理の重要性に留意し、関係規程等に基づき適正かつ確実な管理を行うように努められたい。</p>
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>指摘後、直ちに職員が現地確認へ向かったが、山林及び無道路地であり、確認が困難であったことから、速やかに現地調査業務を委託し、現地に異常がないことを確認した。併せて、実地管理記録調書に異常なしである旨を記載した。</p> <p>また、職員が現地確認を行った市有地と同様に上記以外の業務委託による調査対象地も同調書に記載した。</p> <p>さらに、これまでの管財課全所管地の一覧リストに現地調査状況の確認欄を新たに追加し、このリストを活用して係内での情報共有を図り、チェック体制を強化した。</p>	

監査対象	財政局管財部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/3 行政運営事務/(1) 災害等のリスクに備えた市有施設の管理（災害共済への加入）に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に関する事務において、市が建物等の新增築等を行った場合は、引渡しの前日までに所要の手続きを行い、引渡しの日から同共済の対象とすべきところ、平成30年8月の建物増築による引渡しの日から相当期間経過後にその手続きを行ったため、共済の対象となった同年12月までの間、補償のない状態となっていた建物がみられた。</p> <p>市有財産のさまざまなリスクに備え、市の財政負担の補てんを目的として共済等の保険に加入することは、基本的かつ重要であることから、今後は建物総合損害共済の加入について、時機を逸することがないようにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>指摘後、原局に対し建物工事検査日通知書を検査終了日の2週間前には確実に送付してもらうよう文書で依頼し、同通知書が届き次第、速やかに加入手続きを行うこととした。併せて、財産管理担当の係員全員宛てに電子メールでも同通知書を送付してもらい、係内での情報共有を図り、事務の遺漏がないようチェック体制を強化した。</p>	

なお、加入手続きが必要な物件については、既存の建築及び解体予定の建物リストに新たに加入処理状況の項目を追加することで、進捗状況を管理するとともに、このリストを活用して係内での情報共有を図り、チェック体制を強化した。

監査対象	経済観光局雇用推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(8) 臨時的任用職員の賃金支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>臨時的任用職員に対する賃金支給事務について、実働に基づいた通勤費相当額の計算を誤り、過小に支給しているものがみられた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに過小分を追給するとともに、通勤費の計算シートにおいて、事業担当者及び経理担当者並びに経理担当係長の確認欄を新設して通勤費相当額の検算を徹底するなど、チェック体制を強化した。</p>	

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(1) 見積書記載金額の確認を厳格に行い、契約の相手方を慎重かつ的確に決定すべきもの</p> <p>単価種別が複数となる役務業務を一度に調達する場合で、契約の相手方の決定を、契約希望単価に予定数量を乗じて得た額の合計（以下「総価」という。）により行うときは、見積金額となる総価とこの内訳となる単価種別ごとの算出金額との合計とは整合する必要がある。</p> <p>しかしながら、最低価格を提示した者の見積書について、単価種別ごとの算出金額として記載された額を合計しても見積金額と一致せず、総価として記載した額とこの内訳に不整合が生じていたが、見積合せ執行中にこれに気付かず、当該事業者と契約しているものがみられた。</p> <p>このような見積書を有効として取扱うことは、契約の相手方を決定するに当たっての公平性や契約金額の正当性に疑義が生じることになることから、今後は、見積書記載金額の確認を厳格に行うなど、契約の相手方は慎重かつ的確に決定されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>契約事務に際しては正確を期すため、関係規程を改めて周知し、より慎重に事務を行うよう課内に注意喚起を行った。</p> <p>また、内部統制制度における特定リスクとして選定を行い、今後定期的に関係規程の周知を行うとともに、執行手順の中に、「入札書・見積書に不備はないか、疑義がある場合は契約管理課等に確認する」旨を記載する等の対応策を</p>	

盛り込み、同様の事例が起こらないような対策を実施していくこととした。

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(2) 個人情報取扱事務の委託における契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載すべきもの</p> <p>個人情報を取扱う事務を委託するときは、契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載するなど、個人情報の保護に関して必要な事務手続を行うこととされているが、野生鳥獣の捕獲等に関する業務の契約書について、これがなされていないものがみられた。</p> <p>個人情報は、本市のみならず受託者においても適正かつ慎重に管理すべきものであるから、契約書に個人情報の保護について明記することにより、個人の権利利益が侵害されることがないようにしなければならない。</p> <p>今後は、業務発注課として、業務仕様書にこの注意事項に関する記述を加えるなど、個人情報保護の重要性を認識した事務処理に取り組むとともに、貴局契約事務関係課とも連携を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、契約書に注意事項の記載がない契約業者に対し、書面を交付し、注意事項の遵守の徹底を図るとともに、個人情報を取り扱う事務を委託する際は、注意事項に係る内容の記載が漏れることのないよう適正な事務の執行について課内の職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>さらに、指摘内容について同じ誤りを繰り返すことのないよう、内部統制制度における特定リスクとして選定を行い、仕様書に注意事項を記載又は添付し、契約担当者及び係長で確認するといった対応策を確実に実施することで、再発防止に努めることとした。</p>	

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(4) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>市民や事業者等に対する省エネルギー機器等の購入及び設置に係る経費の一部について補助金の交付を行っているが、以下のように不備のある申請書類を受け取り、そのまま交付決定を行っているものがみられた。</p> <p>ア 交付要綱等により申請者に提出を求めている書類の一部が、申請書に添付されていないもの</p> <p>イ 補助対象機器設置工事の施工事業者が作成する工事金額証明書等の同事業者の代表者印欄に、代表者印が押印されずに社印が使用されているもの</p>

	<p>補助金等の交付決定に係る事務手続きが正確に行われないことは、補助金額の誤り等にもつながりかねず、このような事態となれば申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものである。</p> <p>今後は、関係規程や補助金交付要綱等の内容を十分に把握し、交付決定に当たっては、対象となる経費や算定の根拠となる書類の一つひとつが補助金額を確定させるための重要な資料であることを踏まえ、慎重に申請書類等の審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>提出書類を確認する際のチェックリスト項目に、確認が漏れていた事項を追加するとともに係長を含めた複数名で確認を行うことでチェック体制を強化し、再発防止に向けて確実に事務を行うこととした。</p> <p>イについて</p> <p>提出を求めていた「設置機器・工事金額証明書」は、市長宛であること、様式に「会社名・代表者名・印」と記載されていることから、事業者に対し「代表者印」を押印するよう周知するとともに係長を含めた複数名で確認を行うよう改善し、再発防止に向けて確実に事務を行うこととした。</p> <p>令和2年度に向けては、市民向け札幌・エネルギーeco プロジェクト補助金交付要綱の見直しを行い、添付書類の記載内容について、より明確にする予定。</p>	

監査対象	都市局建築指導部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(5) 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 宿泊を伴わない係長職の出張命令は課長専決によることとされているが、課長の決裁を受けることなく、係長自らの決裁で処理しているものがみられた。</p> <p>今後は、旅費等の支給事務における同様の誤りを防ぐため、札幌市事務専決規程に基づく正しい専決区分に従い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、指摘内容を速やかに部内に周知するとともに、部内会議等において、事務専決規程を再度確認するよう徹底した。</p> <p>また、同様の事務を行う際には、担当者以外の職員による確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の	第2 指摘事項/1 支出事務/(3) 役務契約に関する事務を適正

指摘事項	<p>に行うべきもの</p> <p>役務契約に関する事務において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 仕様書で提出を定めた書面の未受理について</p> <p>就学援助等支給データ及び振込通知書等作成業務の仕様書では、個人情報の保護に関し、受託者は業務開始前に全ての業務従事者等から個人情報保護の順守を明記した誓約書を徴取し、委託者に提出することを義務付けていたが、この誓約書を受理しないまま業務を行わせていたもの</p> <p>イ 業務履行の事実を証する書面の不備について</p> <p>札幌市立中学校日直代行業務では、毎月の業務完了後、受託者には、当該業務を実施した学校ごとに作成した業務日誌を提出させているが、一部の業務日誌について、業務を行ったとされる実施日時の記載のないものや、業務の履行を確認するために必要としている校長確認印のないものを受理していたが、当該校における業務履行の事実を再確認することなく支払事務を行っていたもの</p> <p>適正な履行の確保とその確認は、委託者に求められるものであることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
------	--

《指摘に対する措置》

アについて

直ちに、全ての業務従事者から誓約書を受理するとともに、事務担当者に対しては、積極的な研修の受講や関係規程の精読により、契約事務に関する理解を深め、適正な事務の執行に努めるよう改めて周知を図った。

イについて

今後は同様の誤りのないよう、機会を捉えて、正確な業務日誌の作成について各校へ指導するとともに、当課としても確実な点検を行うことで、適正な事務処理の執行に努めることとした。

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(5) 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 非常勤職員として任用した外国語指導助手の自国への帰国旅費を概算払いにて支給した際、所定の期日までに必要書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が約4か月遅延しているのがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等に留意し、旅費に関する一連の事務処理を適切に執行するとともに、チェック体制の強化に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

職員に対し関係規定の周知を図り、財務会計システムに配信される概算払整理簿を用いた経理担当における点検事務についても再確認し、チェック体制の強化を図った。

また、帰国しすでに国外にいる外国語指導助手から挙証書類の原本を受領し5日以内に精算することは困難であるため、挙証書類の写真データをメールで受領し、それをもって5日以内に精算することでよい旨を関係部局と調整した。

本件については、帰国者向けに行う説明会の中でもこれまで以上に丁寧な説明を心掛け、適切な事務執行ができるよう改めたい。

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/1 支出事務/(6) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの 非常勤職員として任用した外国語指導助手が自国へ帰国した後、同助手の勤務最終月の報酬を送金するため、一時限りの経費として資金前渡を行った際、前渡を受けた職員は、その用件終了後7日以内に資金前渡精算書を作成し、関係書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が約4か月遅延しているのがみられた。 資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、会計規則等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘に対する措置》

職員に対し関係規定の周知を図り、財務会計システムに配信される資金前渡整理簿を用いた経理担当における点検事務についても再確認し、チェック体制の強化を図った。

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 財産管理事務/(1) 職員住宅の貸与に関する事務を適正に行うべきもの 非常勤職員として任用した外国語指導助手を居住させるため、民間賃貸住宅を借り上げ、これを職員住宅として同助手へ貸与しているが、貸与の決定に当たっては、貸与を希望する者（同助手）から願書の徴取等により申請の意思を確認し、貸与期間や使用料等について起案処理等により定めた上で、各助手への承認を行うべきところ、これらの事務処理が行われていないのがみられた。 今後は、関係規程等を順守するとともに、こうした願書の徴取等の事務が主に海外から来日する外国人職員の受入に係るものであるという特別な事情を踏まえ、実状に即した適切かつ効率的な事務処理のあり方について関係部とも協議の上で検討を行い、適

	正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>職員に対し関係規定の周知を図り、願書の受領及び承認行為の必要性について共有した。</p> <p>任用前の外国語指導助手は国外にいるため、これまでも職員住宅への入居の意思確認はメールで行っていたが、それに加え、来日後に改めて願書を徴すよう実態に即した事務を行うこととする。</p>	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 支出事務/(7) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>教務主任等への教育業務連絡指導手当（日額）の支給に係る事務において、以下のような事例がみられた。</p> <p>ア 手当の支給を受ける教育職員があるときは、手当の種類、業務の内容、業務に従事した日時及び時間等手当の支給上必要な事項並びにその支給額を特殊勤務手当支給実績簿に記載しなければならないが、同実績簿を作成せず、出勤簿等による勤務状況の確認のみにより手当を支給しているもの</p> <p>イ 従事日数の集計等を誤り、手当額を過大又は過小に支給しているもの</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>

<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>該当校については、直ちに特殊勤務手当支給実績簿を作成し、手当の支給上必要な事項を整備した。また、同実績簿の作成等について記載されたマニュアルを精読し、制度の理解を図るよう各学校に周知していく。</p> <p>イについて</p> <p>該当校については、直ちに手当の誤支給分について追給又は戻入を行うと共に、複数の職員でチェックを行うよう、チェック体制の強化を図った。また、他の学校においても休暇簿等関係書類の確認を徹底し、複数の職員でチェックを行うよう、チェック体制の強化を図っていく。</p>	
---	--

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 学校運営事務/(1) 理科実験用薬品による危険を未然に防止するための管理を適正に行うべきもの</p> <p>理科実験用薬品の管理は、その不適正な管理によって、児童・生徒、市民の生命・身体に危険が及ぶ重大な事故・事態につながるおそれがある。</p>

	<p>従って、その管理を厳正かつ適正に行う必要があることは、いうまでもないが、このたび、一部の学校において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 保管している薬品が薬品受払簿に記載されていないもの</p> <p>イ 薬品受払簿に記載されている数量と実際の数量が異なっているもの</p> <p>ウ 薬品を使用する都度使用量を記入する薬品使用記録表が保管されていないもの</p> <p>エ 劇物の陳列箇所に「医薬用外劇物」の表示がないもの</p> <p>学校運営において、日ごろの実地管理や研修などの機会を通じ、事故等の未然防止を目的とした薬品の適正な保管・管理の周知を徹底するとともに、チェック体制を強化し、厳格な管理の徹底に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア・イについて</p> <p>(1) 該当校においては、直ちに薬品受払簿に記載するとともに、理科薬品の担当職員と薬品の購入に関わる複数の職員が相互にチェックすることで、購入後の薬品受払簿への記載漏れを防ぐ体制とした。また、薬品受払簿の記載方法について管理職から担当職員に指導し、管理職においても記載内容の確認を徹底することとした。</p> <p>(2) 理科実験用薬品の適正管理に係る通知に、理科実験用薬品を希釈した場合の取扱いについて明記し、各学校に周知することで、希釈した薬品を適正に管理できるようにする（今年度内に通知予定）。</p> <p>ウについて</p> <p>(1) 該当校においては、直ちに薬品使用記録表を作成するとともに、管理職から理科実験用薬品を扱うすべての職員に薬品使用記録表への記載を徹底するよう指導した。</p> <p>(2) 理科実験用薬品の適正管理に係る通知に、薬品使用記録表又はこれに類するものを作成した場合はこれを保管することを明記し、各学校に周知することで、薬品使用記録表等を誤って廃棄しないようにする（今年度内に通知予定）。</p> <p>エについて</p> <p>該当校においては、直ちに「医薬用外劇物」の表示を貼り付けるとともに、劇物を新たに保管する場合や保管場所を変える場合には、管理職、担当職員等複数の職員で表示を確認する体制とした。</p>	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 学校運営事務/(2) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>自家用車の公用使用については、校務の円滑な運営や予測困難</p>

な生徒指導上の緊急対応の観点から、「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」を定め、一定の要件の下で、限定的に承認しているが、一部の学校において、以下の事例がみられた。

ア 要綱において対象外となっている職種の職員を登録しているもの

イ 届出事項に変更が生じていたが、届出を行っていなかったもの

ウ 校地使用承認登録簿を作成しておらず、届出内容が登録されていないもの

エ 校地使用承認登録簿の記載において、年度途中の新規の届出が反映されていないもの及び届出のない職員を登録しているもの

オ 過去1年間に起こした交通事故等の有無を確認しないまま登録しているもの

カ 届出時に提出された書類では、任意保険の契約内容が不明なもの

学校運営に対する市民の信頼を確保するため、自家用車を公用で使用する際の手続き及び登録の制限について、届出をする学校職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制を強化し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

#### 《指摘に対する措置》

アについて

直ちに当該職員の公用使用許可を取り消した。

また、関係規定の理解を徹底するとともに、公用に使用する自家用車届の登録に係る事務について、自家用車届の登録要件の確認及び整備を複数の職員で行うことにより、職員相互のチェック体制を強化した。

イ・ウ・エについて

直ちに必要書類等を提出させ、自家用車届及び登録簿の整備を行った。

また、職員全体に対して、制度内容を改めて周知するとともに、適切な整備を図るため、複数の職員でチェックすることを徹底し、再発防止に取り組むこととした。

オ・カについて

直ちに交通事故等の有無について確認し書類整備を行うとともに、任意保険証券において必要事項が確認できないものについては、再度提出させ、契約内容が要件を満たしていることについて確認を行った。

(2) 令和元年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事の品質管理」に係る指摘事項/1 電気設備の絶縁抵抗値を確認すべきもの</p> <p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」（以下「技術基準」という。）では電気設備の絶縁抵抗値(*)の基準が定められ、「札幌市下水処理施設電気設備工事共通仕様書」では配線工事の絶縁試験を行うことが定められている。</p> <p>今回監査した機械設備工事において絶縁試験(*)の記録がなく、絶縁抵抗値が技術基準に適合しているか確認できない事例がみられた。</p> <p>発注者は、仕様書で定めた絶縁試験の記録を書面で提出させ、絶縁抵抗値が電気設備の安全確保のための法令等の基準を満たしているのかを確認し、工事における品質管理が適正に行われるよう努められたい。</p> <p>(*) 絶縁抵抗値：電流が流れる電路（電線等）と大地との間の絶縁性能（電流が漏れない性能）を数値で表したもの</p> <p>(*) 絶縁試験：電気設備の絶縁性能を判定するために行う試験のことで、低圧電路では絶縁抵抗計で絶縁抵抗値を測定する方法による</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>再発防止として絶縁測定が必要な工事については特記仕様書に明記するとともに、施工書類の確認について、係会議等で関係職員に周知徹底した。</p>	
監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(1) 交通誘導警備員の設計計上人数の変更を適切に行うべきもの</p> <p>「土木工事積算要領及び資料」では、交通誘導警備員の計上方法について、施工場所の交通量や作業条件を勘案し計上することとされている。また、「施工条件明示書」では、「現地の状況、その他関係機関等との協議により数量の増減等が生じた場合は別途協議する」とされている。</p> <p>しかし、監査した土木工事において、施工条件の変更により警備員の実際の配置人員が当初配置人員に比べて減少したにもかかわらず、設計変更時にこれを減じていない事例がみられた。</p> <p>担当職員が施工条件の変更により警備員の実際の配置人員に変更がなかったか確認を行い、適正に設計変更を行うように努められたい。</p>

≪指摘に対する措置≫

設計変更を適正に行うことについて、研修等を通して関係職員に周知徹底した。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/1 工事設計/(2) 現場環境改善費の積算を適切に行うべきもの 「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」では、現場環境改善費の積算にあたっては、対象額に現場環境改善費率を乗じて算出することとし、この改善費率については「市街地」と「地方部」で異なるものとなっている。 しかし、監査した土木工事の積算において、この率の選定を誤り、施工地域が「地方部」に該当するにもかかわらず、「市街地」の率を選択し過大積算となっている事例がみられた。 工事等の設計に当たっては、積算基準等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。

≪指摘に対する措置≫

積算基準の理解不足があったことから、関係職員に向けて「積算ミス防止研修」を行い、再発防止策を講じた。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/1 工事設計/(3) 単価及び価格に関する数値の取り扱いを適切に行うべきもの 「札幌市公共建築機械設備工事積算要領」では、単価及び価格に関する数値の取り扱いについて、端数処理を行う場合は原則として四捨五入とすることとしているが、今回監査した設備工事において、単価の端数処理を誤って切捨てとしている事例がみられた。 工事の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。

≪指摘に対する措置≫

再発防止として課内積算要領を活用し、端数処理の注意点を記載するとともに係会議等で関係職員に周知徹底した。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	第2 指摘事項/2 工事監理/(1) 工事協議内容の記録を整備すべきもの

	<p>「公共建築工事標準仕様書」では、監督職員の指示した事項及び協議した結果について記録を整備することと定めているが、今回監査した建築工事において、指示および協議結果が記録として整備されていない事例がみられた。</p> <p>現場において監督職員より口頭で指示等が行われた場合であっても、指示事項について書面による記録を残すよう努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

協議等の内容を確実に残し、責任の所在を明確にするため、「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」の規定等を遵守する必要があることについて、定例係会議等を通じ、改めて職員に周知徹底した。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(2) 措置必要事項報告書を適時に提出すべきもの</p> <p>工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合には、工事主任は「札幌市工事施行規程」に基づき、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書(*)により上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないが、この報告書が適時に提出されないまま、変更工事が行われている事例がみられた。</p> <p>設計図書と実地とを調査し、工法等を変更する必要があるときなどは、直ちに措置必要事項報告書により上司へ報告し、その措置について指示を受け、適正な工事監理に努められたい。</p> <p>(*) 措置必要事項報告書: 工事の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類。変更工事は、原則として設計変更の手続きを終えた後でなければ着手することができないが、その内容が軽易なもの等については、当該書類において指示を受けることにより事前着手が可能となる</p>

《指摘に対する措置》

今後、設計変更を行う必要があると認められる場合には、札幌市工事施工規程に基づき直ちに措置必要事項報告書を作成し、上司への報告後に着手するよう、定例係会議等を通じ、関係規程について改めて職員に周知徹底した。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(3) 産業廃棄物の処理に係る工事書類を整備すべきもの</p> <p>今回監査した小額工事(*)において、産業廃棄物の処理に係る工事書類の整備について、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>いずれの事例も産業廃棄物が適正に処理されたことを監督職員が確認しているとのことであるが、書類により客観的に確認でき</p>

	<p>るようにすることは重要であり、産業廃棄物の処理に係る工事書類の整備を適切に行うよう受注者へ指導し、適正な工事監理に努められたい。</p> <p>ア 仕様書において提出が定められている、産業廃棄物の計量伝票の写しや工事写真が提出されていないもの イ 仕様書の定めとは異なる方法で産業廃棄物の処理を行うことについて、協議した記録を残していないもの</p> <p>(*) 小額工事：設計金額が250万円以下の工事</p>
--	--

《指摘に対する措置》

再発防止として「小額工事の手引き」で産業廃棄物の処理に関する提出書類や協議記録が必要となる場合の具体例を追記し、係会議等で関係職員に周知徹底した。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(4) 電気機器の接地を適正に行うべきもの</p> <p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」では、電気設備の必要な箇所には感電、火災等のおそれがないよう、接地(*)等の措置を施すことと定められている。</p> <p>今回監査した機械設備工事において、発電機外箱の接地が適切に施工されていない事例がみられた。</p> <p>発電機本体と外箱が電氣的に接続されていると誤認したことが原因であり、既に是正されているが、今後は機械設備工事に含まれる電気工事の施工チェックリスト等を整備することにより適切な工事監理に努められたい。</p> <p>(*) 接地：電気機器等が漏電した場合の感電・火災事故等を防止するため、電気機器外箱等と大地を、接地線（銅線）により電氣的に接続すること</p>

《指摘に対する措置》

再発防止として機械設備工事に含まれる電気工事のチェックリストを作成し、係会議等で関係職員に周知徹底した。

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(5) 施工体制台帳の書類を適正に整備すべきもの</p> <p>「建設業法」等では、公共工事の受注者は、施工体制台帳及び添付書類（下請契約に係る請負金額や支払い方法等を記載した書面等）の写しを発注者へ提出することとされている。</p>

	<p>発注者は書類を確認して下請契約状況を把握する必要があるが、今回監査した小額工事において施工体制台帳の添付書類が提出されていない事例がみられた。</p> <p>関係基準等の確認不足に起因する適正を欠いたものであることから、今後は添付書類を確実に受領して下請契約が適正か確認するよう、再発防止に向けて取組むとともに受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止として、「小額工事の手引き」に、施工体制台帳の添付資料である下請契約書類の確認や提出について明記し、係会議等で周知徹底した。</p>	

監査対象	白石区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(4) 設計図書の整合性を確認すべきもの</p> <p>今回監査した公園再整備工事において、遊具の基礎ブロックの規格が設計書で計上されていたものと設計図面に記載されていたものとで異なっている事例(*)がみられた。</p> <p>工事発注の際には、設計図書(*)の整合性がとれているか検算・審査・決裁等の各段階で確認するとともに、設計変更時においても、当初の設計図書が適正であるのか確認するよう努められたい。</p> <p>(*) 異なっている事例：現場に設置した基礎ブロックは、設計図面どおりの規格ものが設置されている</p> <p>(*) 設計図書：工事を実施するために必要な図書のことで、設計図面や設計書等の総称</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議を開催し、当初及び設計変更時において、設計者が設計図書の整合性の確認を行うことはもとより、検算、審査及び決裁の各段階においても確認を行うように監督員へ周知・徹底を行った。</p> <p>また、今回の指摘事項を今後の設計に活かすために、定例で開催している公園緑化係長会議で情報を共有した。</p>	

監査対象	白石区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(6) 掘削時の安全対策を適正に実施すべきもの</p> <p>「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」では、施工者は地盤の掘削において、切り取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、土留工(*)を施すものと定められている。</p> <p>しかし、今回監査した生活道路改良工事において掘削深さが1.5mを超えているにもかかわらず、土留工等の安全対策を一部しか実施せずに作業を行っていた事例がみられた。</p>

	<p>工事監理に当たっては、安全管理の徹底を図るため、安全基準の順守と安全作業を強く指導し、適正な施工に努められたい。</p> <p>(*) 土留工:掘削時の周辺土砂の崩壊を防ぐ工法</p>
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>係会議を開催し、土留工が必要となる場合を「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」により再確認するとともに、現場臨場時に土留工の実施状況を確認することとした。</p> <p>また、受注者に対しては、現場着手前に開催する工事安全管理現場委員会において、掘削深さが 1.5m を超える場合は土留工を実施するよう、周知を行っている。</p>	

<b>監査対象</b>	厚別区土木部
<b>監査委員の指摘事項</b>	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(7) 現場環境改善費で実施する項目を確認すべきもの</p> <p>現場環境改善費（以下「改善費」という。）は、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うためのものである。</p> <p>今回監査した公園再整備工事の特記仕様書では、受注者が改善費で実施する項目(*)を選択し、工事完了後には改善費の実施状況がわかる写真等の資料を提出することと定められている。</p> <p>本工事の改善費の実施状況がわかる写真等を確認した結果、現場休憩所の設置に改善費を使用していることが確認できた。</p> <p>本工事の特記仕様書では、現場休憩所の設置は改善費で実施する項目には該当しないため、不適切な内容である。</p> <p>受注者より提出される改善費の実施状況がわかる写真等の資料が特記仕様書に定められている改善費で実施する項目と整合性がとれているか確認するよう努められたい。</p>
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>既に（2月下旬）に定期監査結果における「現場環境改善費の経費について」の研修会を開催し、本件事例を共有し現場環境改善費等の経費の内容について正確に理解するとともに、受託者から提出される施工計画書のチェックを強化することなど周知徹底を行った。</p> <p>また、工事受託業者に対しては、現場環境改善費の適用について指導監督を行い、本件のような事例の再発防止に取り組んでまいりたい。</p>	

### (3) 令和元年度他団体監査関係

監査対象	公益財団法人札幌国際プラザ（総務局国際部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(1) 宿泊施設の使用承認等に関する業務を適正に行うべきもの</p> <p>当法人は、札幌留学生交流センター（以下「センター」という。）の指定管理者であるが、センターを所管する総務局国際部の承認を受けたうえで、国立大学法人北海道大学（以下「北大」という。）との間に、「札幌留学生交流センター宿泊室の使用に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、これに基づき、宿泊室全100室のうち50室を、留学生等ではなく北大に対して一括して使用承認を行い、北大から宿泊室50室分の利用料金を一括して受領している。</p> <p>北大は、当該使用承認を受けた50室に宿泊する留学生等を独自の入居許可手続により選考し、札幌留学生交流センター条例（以下「条例」という。）に定める使用料の額を超える料金を留学生等から徴収しており、また、入居期間等一部独自の使用条件を付して利用させている。</p> <p>この使用承認や利用は、当法人と北大が使用承認を受けた宿泊室を利用する留学生等との間の関係が明確ではなく、また、宿泊室の転貸等を禁止している条例の規定上疑義があるところであるが、結果として、北大が使用承認を受けた宿泊室を利用する留学生等は、条例に定める使用料の額を超える料金を負担しており、他の50室の宿泊室利用者との間において、料金を含めた使用条件が異なる状況が生じている。</p> <p>センターは、留学生等に良質な宿泊施設を提供すること等を目的として、使用料等を条例で定めた公の施設であり、宿泊室を実際に利用する留学生等はいずれもセンターの目的を達成するための事業の利用者であるから、センターの宿泊室等を利用する留学生等が負担する料金は、条例に基づく額であるべきであり、また、宿泊室の使用条件は、合理的な取扱いの差異は別として、平等な取扱いとなるべきと考える。</p> <p>このような観点から、北大に対し使用承認した宿泊室を利用する留学生等であっても、条例で定める使用料の額を超えて料金を負担することのないよう、必要な措置を講じられたい。</p> <p>また、その他の使用条件についても、センターの利用者間で不公平な取扱いが生じないように運営を行うとともに、センターの宿泊室の半数を北大が継続的に使用することにより、他大学の留学生等の宿泊室利用が不当に制限を受けることがないよう、留意されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>北海道大学に対し使用承認した宿泊室を利用する留学生等が、条例で定める</p>	

使用料の額を超えて料金を負担することのないよう、同大学から実情を聴取し是正に向けた協議を行った。

同大学においては、使用承認を受けた札幌留学生交流センターは、同大学の「国立大学法人北海道大学外国人研究者及び外国人留学生借上宿舎等規程」（平成20年11月1日 海大達第149号）に規定する借上宿舎に位置づけ、同規程の定めるところにより他の借上住宅と統一的に運用しているところ、留学生等から徴収する借上宿舎寄宿料は、利用希望者に係る宿舎又は居室の割振りその他の事務や毎月の連絡事項等に係る費用の一部を上乗せした額（月額及び日額）を規程別表に規定しているものである。

同大学においては、留学生向け宿舎を統一的に運営している中、全宿舎全居室を同様に扱うことは困難なこと、当該規程の改正には慎重さが求められること等短期間での是正が難しいと判断し、協議の結果、札幌留学生交流センターの借上げ（使用承認）を解消することとなった。解消は令和2年3月31日付けで行う。以上の結果、その余の指摘事項も解消される場所である。

監査対象	一般財団法人札幌市体育協会（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(1) 出納の根拠となるべき文書を管理するとともに、出納その他の事務を適切に行うべきもの</p> <p>平成30年度の出納に係る関係書類を確認したところ、以下のとおり、契約条件を記載している契約書等を紛失している事例が散見された。</p> <p>これらの出納に当たっては、契約相手が作成した明細書又は請求書を根拠として出納を行っていたが、明細書又は請求書の根拠となるべき契約書等を紛失しているため、これらの正当性が確認できない状況であった。</p> <p>契約書等を紛失しないよう確実に保管するとともに、出納の都度確認し、不正な収入又は支出がないよう留意されたい。</p> <p>ア 収入の根拠が不明なもの</p> <p>自動販売機販売手数料収入に当たり、設置事業者が作成した支払明細書を収入の根拠としているが、設置事業者と取り交わした自動販売機設置に関する契約書を紛失しており、支払明細書で通知された手数料が、法人と設置事業者が定めたとおりの額になっているかを確認していなかった。</p> <p>イ 委託料、賃借料の支払根拠が不明なもの</p> <p>システム保守契約、複合機等の賃貸借契約について、契約相手が作成した請求書に基づき保守契約委託料等を支出しているが、契約条件を記載した契約書を紛失しており、請求額の正当性を確認できないものが散見された。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>アについて</p> <p>設置業者保管の契約書の写しを速やかに確認し、契約に基づく手数料額に誤</p>	

りがないことを確認した。

イについて

システム保守契約については、開発会社保管の当初契約書の写しを速やかに確認するとともに、当団体保管のその後の変更契約書等を再確認し、支出額に誤りがないことを確認した。

また、複合機等の賃貸借契約については、契約条件、契約金額を契約先に確認し、支出額に誤りがないことを確認した。

なお、当団体は、令和2年4月1日付で、一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団と統合し、当団体は消滅法人となることから、統合に向けて当該契約の精査を行い、統合後においても当該契約を継続する必要がある場合は、適正な契約手続きを取り交わし、契約書を厳重に保管する。

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(スポーツ局スポーツ部)
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(2) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適切に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理の外部委託に当たって、以下のとおり、不適切な事例がみられた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 産業廃棄物処理の委託において、収集運搬については、各施設において収集運搬業者に引き渡す産業廃棄物の種類・数量、当法人が収集運搬業者に支払う料金などを明らかにした手順が執られているが、処分については、各施設において処分業者に引き渡す産業廃棄物の種類・数量、当法人が処分業者に支払う料金などを明らかにした手順が執られないまま、処分が行われていた事例が多数みられた。</p> <p>イ 産業廃棄物処分に係る契約書の中に、処分単価が記載されている「別紙料金表」が添付されていないものがみられた。</p> <p>ウ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しについて、法令により排出者が保管すべき種類及び保管期限等が定められているにもかかわらず、一部について保管されていない事例が散見された。</p>
《指摘に対する措置》	
アについて	
各業者との契約書を見直し、業者の区分(収集運搬のみ、処分のみ、収集運	

搬処分) や委託する廃棄物の品目を整理したうえで、区分ごとに委託が可能な業者名、品目等について各施設・職員に周知し、適正な処分を行うこととした。

イについて

産業廃棄物処分に係る契約書類の不備については、当該業者との覚書を交わすことにより是正することとした。

ウについて

事務局担当課と各施設において情報を共有し、適正な事務処理を行うため、チェックリストを作成することとした。

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(スポーツ局スポーツ部)
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(3) 契約相手の選考に当たり、暴力団関係事業者を排除するために有効な措置を講じるべきもの</p> <p>当法人が指定管理を行っている公の施設に設置する自動販売機の設置事業者を選考するに当たってはプロポーザル(企画提案)方式によることとし、市内に事業所を持つ事業者等に参加を募り、参加申込書の提出があった事業者からの提案内容を比較して、契約相手を選考している。</p> <p>参加申込書には、暴力団関係者ではないことなどを誓約する誓約書を添付させている。この誓約書は、本契約が市民が利用する公の施設の管理運営に係るものであることに鑑み、また、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」第6条に定める、事業者の役割の一環として徴しているものと認められる。</p> <p>しかし、提出された誓約書には、担当者の記名しかないもの、法人名称のみ記載しているものなど、誓約書として事業者の意思が確認できない不完全なものがあつた。</p> <p>誓約書は、代表者印による誓約書を提出させるなど、有効な措置を講じられたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>プロポーザル参加者が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないことを確認するため、今後は、参加申込書及び誓約書については契約締結権がある者の記名に統一する。</p>	

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(スポーツ局スポーツ部)
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(3) 専用使用に係る利用料金を適正に算定すべきもの</p> <p>札幌市体育施設条例においては、体育施設を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用</p>

	<p>料の範囲内で、市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>月寒体育館の利用料金は、条例と同額を申請し承認を得ている。承認内容には、供用時間外に専用使用する場合、供用時間内の利用料金を2割増した額を加算することとしているが、当該加算をせず、徴収すべき利用料金が過少となっている事例がみられた。特に、多目的室に係る供用時間外の専用使用に関しては、利用料金算定の際に活用している料金表に当該加算の記載がないことから、加算の必要がないと誤認していたものであり、長期間にわたり当該加算を行っていなかったと推察されるため、承認内容に従い、正しく利用料金を算定するよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>令和2年1月4日付で料金表を条例に即したものに訂正している。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>一般財団法人さっぽろ産業振興財団（所管：経済観光局産業振興部）</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>1 出資団体監査/(4) 再委託する業務の範囲等を明確にすべきもの</p> <p>当法人が札幌市から受託したスマート除排雪実証事業に係る調整・検討業務（以下「本件受託業務」という。）については、業務全般に係る補助を目的とする再委託が行われていた。当法人主催の会議により、札幌市や再委託の相手方との間で本件受託業務に係る調整や進捗管理などを行ったことは認められるものの、再委託に係る契約書（仕様書）には、業務についてそれぞれの程度の補助を行うのかは明確にはされていなかった。</p> <p>札幌市では「札幌市ICT活用戦略」を策定し、これに基づく取組の一つとして、札幌市ICT活用プラットフォーム関連事業を推進しており、本件受託業務は、プラットフォームの活用に関わる実証事業である。当法人は市からの補助金を受け、プラットフォームの維持運営を担っており、また、当法人に配置するコーディネーターは、プラットフォームへのデータ提供者とデータ活用者のマッチングの促進を行っている。</p> <p>再委託先が行うべき補助業務の範囲が契約上明確でなければ、本件受託業務そのものに履行遅延や役務遂行に係る損害賠償事由が生じた場合、その責任が当法人と再委託先のどちらに所在するのかを断定することは難しく、当法人が過大な違約金等の負担をせざるを得ない事態も想定される。</p> <p>また、一般財団法人さっぽろ産業振興財団契約事務取扱要綱第25条第2項第4号においては、契約書等には原則として、「不履行の場合の責任の範囲」を記載することとされているが、業務の範囲が明確でなければ、責任の範囲を正確に記載することはできない。</p> <p>以上のことから、受託した業務を再委託する場合は、再委託す</p>

	る業務に係る範囲や責任の所在が明確となるように契約を行われたい。
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>再委託は原則として禁止しており、役務の性質上特にやむをえないとして、委託者の承認を受けた場合において認められるものであるが、当該承認を得て再委託を行うときには、再委託に係る契約書（仕様書）に業務の範囲等を明確に記載するよう関係職員全員に周知するとともに、再発防止のため、契約事務様式基準の記載例に注意事項として追加した。</p>	

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（所管：経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(1) 納品検査・完了検査を適正に行うべきもの</p> <p>ア イベント開催告知用のチラシ制作及び配布業務において、受託者に対し、期日までにチラシの制作を行い、札幌商工会議所に納品し、札商ビジネスメール便により会員企業へ配布すること等を委託している。</p> <p>会員企業へ配布するためには、事前の期日までに札幌商工会議所にチラシが納品されていなければならないが、札幌商工会議所への期日までの納品について受託者に任せており、当法人職員による納品確認が行われていなかった。</p> <p>業務委託の目的を達成するためには、その履行期間の途中の期日までに一定の履行を終えていなければならない場合、委託の目的である業務の遅延や不履行を未然に防ぐためにも、途中の期日においても検査を行い、履行状況を把握するよう事務を見直されたい。</p> <p>イ 当法人が行う契約の履行確認について、一般財団法人さっぽろ産業振興財団契約事務取扱要綱第38条の第3項において納品書や完了届又は実施報告書を受けたときは、その内容を審査のうえ速やかに課長まで報告すると定められている。</p> <p>しかしながら、イベント開催告知用のチラシ制作及び配布業務において、納品書の日付が契約履行期限を過ぎているにもかかわらず検査合格となっていた。</p> <p>提出された書類の審査を適正に行われたい。</p>
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>アについて</p> <p>業務の遅延や不履行を防止するため、必要に応じて監督を行うほか、履行期間の途中の期日までに一定の履行を終えていなければならない業務においては、途中の期日においても検査を行い、履行状況を把握するよう関係職員全員に周知するとともに、再発防止のため、契約事務様式基準の記載例に注意事項</p>	

として追加した。

イについて

納品検査・完了検査における書面（納品書、完了届等）の提出を受けたときは、記載内容の確認・審査を確実にを行うよう関係職員全員に周知するとともに、再発防止のため、契約事務様式基準の記載例に注意事項として追加した。

監査対象	Fu' s コンソーシアム札幌（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査/(4) 運行管理する車両について、法令に従い定期点検を行うべきもの 藤野野外スポーツ交流施設にて運行管理している送迎バスの1台について、法令に定める3月ごとの定期点検を行っていない期間があった。 定期点検を実施すべき時期が繁忙期であったため、定期点検を行えなかったとのことであるが、法令に定める定期点検を行わないことで、整備不良が原因となる事故を引き起こす可能性が高まり、利用者の安全を脅かしかねないことから、法令に定められた期間ごとに定期点検を行い、車両の安全な運行管理に努められたい。
<b>《指摘に対する措置》</b> 当該車両は、継続検査（車検）実施から次の継続検査までの間において3月ごとの点検を年3回行う必要があることから、定期点検については遅滞なく確実に実施するよう担当部署に対し指導し、令和元年度については必要な点検を実施した。	

監査対象	社会福祉法人札幌親会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査/(5) 指定管理に係る協定で定められた雇用条件を確保すべきもの 協定では、当法人が札幌市社会自立センターの業務を行うために必要な従事者に支払う賃金の最低額は、時給900円相当額とするとして規定しているところであるが、一部の従事者においてこれを下回る条件で雇用されていた。 協定の規定に基づき、適正な雇用条件を確保されたい。
<b>《指摘に対する措置》</b> 当該指摘を受け、指定管理者である当法人が、追加支給の必要がある従業者に対して、令和元年11月に支払いを行った。また、市の所管部局から文書で指導を受けたことを踏まえ、今後同様の事態が発生しないよう、正確に事務処理を行うことを、法人内で注意喚起していく。	

監査対象	社会福祉法人札幌親会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の	3 財政援助団体監査/(2) 補助金等の金額算定を適正に行うべ

指摘事項	<p>きもの</p> <p>日中一時支援事業の補助金及び利用料は、障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて1回当たりの金額が定められている。年度途中で支援区分が変更となった利用者について、誤った区分で補助金の算定及び利用料の徴収を行っている事例がみられた。</p> <p>補助金等の算定に当たっては、その金額に誤りがないよう、適正に行われたい。</p>
------	---

《 指摘に対する措置 》

菊水ワークセンターに係る札幌市日中一時支援事業運営費補助金について、市の担当部局に訂正の報告を行うとともに、減額分について返納した。また、市の所管部局から文書により指導を受けたことを踏まえ、今後同様の事態が発生しないよう、同補助金の申請の際には正確に事務処理を行うことを、法人内で注意喚起していく。

監査対象	SORA－SCC共同事業体(所管:経済観光局観光・MICE 推進部)
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(6) 利用料金を適切に定めて収受すべきもの</p> <p>札幌コンベンションセンター(以下「センター」という。)の使用料は、「札幌コンベンションセンター条例」、「札幌コンベンションセンター条例施行規則」及び「札幌コンベンションセンター条例等事務取扱要領」で定められており、センターを指定管理者が管理する場合、指定管理者が収受する利用料金の額は条例等で定められた使用料の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めることとされている。</p> <p>また、「札幌コンベンションセンターの管理に関する協定書」では、使用の単位を変更し、又は新たな単位を設定する場合はあらかじめ市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>利用料金の設定について、以下のとおり、長期間にわたって不適切な状態となっていた。</p> <p>ア 備付物件の利用料金において、市長に承認された金額を上回る額で設定していたもの</p> <p>イ 備付物件の使用単位において、市長に承認された使用単位と異なる単位を設定していたもの</p> <p>このような誤りが生じたのは、利用料金の申請が「条例別表に規定する使用料と同額」としてなされ、物件ごとの料金や使用単位が不明確だったことに起因していると思われる。</p> <p>利用料金及び使用単位の申請に当たっては、物件ごとの料金一覧表を添付するなど、申請内容を明確にしたうえで、承認内容に沿った適切な額を収受されたい。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p> <p>ア 備付物件の利用料金について</p>	

現在は適正な利用料金を徴収しているところであり、過剰に受け取った金額は判明する限り主催者に返金することとしている。

なお、利用料金表については、札幌市担当部署と協議し、令和2年6月1日から他の利用料金も含めて改定を予定していることから、その時にあわせて修正することとした。現在は正誤表を別途作成・添付し、配布している。

#### イ 備付物件の使用単位について

現在は適正な使用単位に基づいて利用料金を徴収しているところであり、要領よりも低額となる金額を設定していたため、返還金は生じない。

なお、利用料金表については、使用単位の変更が必要か否かを札幌市担当部署と協議し、令和2年6月1日から他の利用料金も含め改定を予定していることから、その時にあわせて修正することとした。現在は正誤表を別途作成・添付し、配布している。

今後ア、イのような誤りが発生しないように利用料金及び使用単位の申請に当たっては、物件ごとの料金一覧表を添付するなど、申請内容を明確にしたうえで、承認内容に沿った適切な額を収受する。

監査対象	SORA-SCC共同事業体(所管:経済観光局観光・MICE推進部)
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(7) 要求水準を満たす警備及び清掃を実施すべきもの</p> <p>当団体が行うセンターの警備にあつては、巡回回数及び巡回経路について、仕様書の要求水準を満たす警備計画書が組織内で共有されていない状況にあつた。</p> <p>また、清掃にあつては、一部について実施状況を明確に確認できない状態であつた。</p> <p>今後は要求水準を満たす作業等を実施するとともに、確認体制を整えられたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>(警備業務について)</p> <p>更新した警備計画書を札幌市担当部署に提出し、7回の巡回を実施している。</p> <p>また、巡回経路についても漏れなく巡回経路図に記載した。今後、警備計画の更新は遅滞なく札幌市担当部署に提出する。</p> <p>(清掃業務について)</p> <p>ご指摘を踏まえ、確認の徹底を図るため当該箇所を清掃日報のチェック欄に追加するとともに、仕様書に基づく清掃の徹底をはかっている。</p>	

監査対象	社会福祉法人札幌恵友会(保健福祉局高齢保健福祉部)
監査委員の指摘事項	<p>軽費老人ホームの利用料等に係る取扱いは、「札幌市軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針」(以下「指針」という。)によることとされており、その中で利用者本人からの徴収額が収</p>

	<p>入による階層区分ごとに定められている。</p> <p>しかしながら、一部の利用者からの利用料について指針とは異なる額により徴収（指針より過少に徴収）を行っている事例がみられた。</p> <p>利用料の徴収においては、定められた指針に基づき正しい利用料金を徴収するよう努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

令和元年12月分より適正な額での徴収を行っている。

今後は、このようなことが起こらないように担当相談員が作成した資料を施設管理者（施設長）が再確認し、正しい利用料の徴収事務を行う。

監査対象	社会福祉法人札幌恵友会（保健福祉局高齢保健福祉部）
監査委員の指摘事項	<p>札幌市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱において、補助金の額は、事務費基準額から事務費本人徴収額（上記③の利用者本人からの徴収額）を控除して得た額とされている。また、補助金の交付は、交付決定を受けた社会福祉法人等からの請求に基づき、通常、概算払いにより行われ、補助対象事業が終了したときに補助金交付を受けた社会福祉法人等から札幌市に提出される事業実績報告に基づき、市長が補助金を確定することとされている。</p> <p>しかしながら、事業実績報告において、一部の利用者に係る本人からの徴収額の階層区分を誤り、事務費本人徴収額の年間合計金額を過大に算定したため、補助金が本来交付される額よりも過少に確定されていた。</p> <p>本件において、過大な補助金交付はなかったものの、補助金に係る事業実績報告は、交付要綱に基づき正しく行われたい。</p>

《指摘に対する措置》

今後は、補助金に係る事業実績報告について、担当相談員が作成した資料を施設管理者が再確認し、適正に処理を行う。

監査対象	社会福祉法人札幌みどり福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(5) 補助金の申請事務を正確に行うべきもの</p> <p>保育所に係る時間外保育促進事業費等補助金については、児童の延長保育の利用時間等に応じて補助金が算定されることとなっている。補助金の実施要綱では、15分以上利用していることを要件としているが、一部の保育所において、15分未満の利用者も含めて補助金を申請している事例が散見された。</p> <p>補助金の交付申請に当たっては、補助対象となる要件を十分に理解し、申請件数に誤りがないよう、正確な申請に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

当該補助金について所管部署に対し実績報告を再提出し、直ちに過支給分を

戻入した。

令和元年度以降については各施設の集計を本部事務で一括して行うこととし、本部事務で利用状況表エクセルファイルに、減免対象者で15分以上利用している日数を抽出する計算式を新たに作成したことで、チェックを確実にらせるよう改善した。

## 2 上記1以外の過去の定期監査における指摘に対する措置

報告年度・報告文書	令和元年度監査報告第1号
監査年度・種別	平成30年度出資団体等監査
監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(7) 契約事務における指名通知を適正に行うべきもの</p> <p>指名競争入札等における指名通知書について、当法人では被指名者への「お知らせ」として取り扱い、契印、公印を省略し事務を執り行っている。文書の性質上、当法人の処務規程における契印、公印の不必要なものとして取り扱えるものとは認めがたいことから、事務の見直しを行うよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>工事入札等において発送することとなる指名通知書は大量となるため、処務規程第46条に基づき公印の押印に代えて印影印刷によることとし、既に電子システムの改修を実施し、令和元年10月より対応済みである。</p>	

報告年度・報告文書	令和元年度監査報告第1号
監査年度・種別	平成30年度出資団体等監査
監査対象	一般財団法人 札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査</p> <p>(10) 工事事務</p> <p>ア 特命随意契約を見直すべきもの</p> <p>「小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領」では、設計金額が250万円以下の工事（以下「小額工事」という。）の請負契約は随意契約によるものとし、3人以上から見積書を徴する指名見積合せを原則としているが、緊急その他特別の事情のあるとき等は、1人から見積書を徴して契約する特命随意契約を行うことができるとしている。</p> <p>特命随意契約を行うことができる小額工事の具体的要件及び決定権者については、別途理事長決裁により定めているが、今回監査した小額工事において、この理事長決裁に具体的要件の定めがない「計画修繕工事等」との理由で、特命随意契約により請負契約が締結されている事例がみられた。</p> <p>計画修繕工事等とは、札幌市との施設保全事業に係る当初契約書に記載されている工事等をいうが、これを以て特命随意契約とするには理由に乏しいと思われる。</p> <p>また、計画修繕工事等の請負契約を特命随意契約で行うことにより、当法人が実施する小額工事のほとんどが、本来は例外規定である特命随意契約の要件に該当することになる。</p> <p>当法人が実施する事業の大半は札幌市からの受託事業であ</p>

	<p>り、契約事務の執行に当たっては、札幌市と同様に公平性や競争性、透明性の確保が求められることから、事業の内容等を踏まえ、小額工事の特命随意契約の要件について見直されたい。</p>
<p><b>《指摘に対する措置》</b></p> <p>小額工事において、1人から見積書を徴して契約する特命随意契約を執行するに当たり、より一層の公平性、透明性等を確保していくため、指摘のあった内容を含めて、緊急のときや時間的制約のある場合等の要件を定めるなど、「小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領の運用について（平成25年4月17日理事長決裁）」の見直しを行った。</p>	

### 3 意見への対応（令和元年度監査報告第5号に掲載された意見に係るもの）

#### (1) 令和元年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部（河川担当部以外）
監査委員の意見	<p>第3 意見/1 電気保安技術者の配置について</p> <p>「札幌市下水処理施設修繕工事共通仕様書」では、機械設備工事における電気保安技術者(*)の配置は、特記仕様書に記載するとされている。</p> <p>今回監査した電気工事を含む機械設備工事において、特記仕様書で電気保安技術者の配置を規定していない事例がみられた。</p> <p>受注者の電気保安に関する責任の所在を明確にするため、機械設備工事に配管配線等の電気工事が含まれる場合には、相応の資格を持った電気保安技術者の配置を特記仕様書に明記するよう要望する。</p> <p>(*) 電気保安技術者： 監督職員の指示にしたがい、工事現場の電気工作物の保安業務を行う者で、受注者が設置する</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>再発防止として、選任が必要な工事について特記仕様書に明記し、受注業者からの選任通知を書面で確認するように、係会議等で周知徹底した。</p>	

#### (2) 令和元年度他団体監査関係

監査対象	公益財団法人札幌国際プラザ（総務局国際部）
監査委員の意見	<p>2 公の施設指定管理者監査/(2) 法人に対する宿泊室の使用承認の根拠や市又は指定管理者と利用者との関係を条例上明確にするべきもの（意見）</p> <p>札幌留学生交流センター条例は、公の施設である札幌留学生交流センターの設置及びその管理に関する事項を定めた条例である。</p> <p>この条例は、第3条において、宿泊室を使用することができる者を定め、第4条において、宿泊室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならないと定めている。</p> <p>そして、第7条において、使用者は、その全部又は一部の転貸等をしてはならないと定めており、このほか、他の条項においては、使用の不承認、入場の制限や退場、賠償の要件等を定めている。</p> <p>これら条例の規定等からは、宿泊室は、その使用を個人に対して承認することを想定しており、法人に対して承認することは、</p>

	<p>条例上定めがないと解される。</p> <p>第1条にいう、留学生等に良質な宿泊施設を提供するとともに、市民と留学生等との交流の場を設けることにより、市民及び留学生等の相互理解並びに親善を深め、もって本市の国際化に資するため、という施設の設置目的に照らし、法人に対して宿泊室を使用承認することが必要であるならば、条例等を改正し、法人への使用承認の根拠や市又は指定管理者と法人に対し使用承認した宿泊室の利用者との関係を明確にするよう、条例等を所管する市に対し働きかけることが適当であると考えます。</p>
<p><b>《意見への対応》</b></p> <p>令和2年3月31日をもって北海道大学への使用承認が解消されるため、札幌市としては、現時点において、現行条例の改正について検討する必要はないものと考えている。</p>	